

新座都市計画道路3・4・1号保谷朝霞線
質問集中受付結果について

1 資料配布日

令和2年8月31日（月）から

2 対象者及び配布数

図面から用地測量の対象になるとされる467名

（配布方法：ポスティング285名、郵送182名）

3 質問集中受付期間

期間：令和2年9月7日（月）～令和2年9月13日（日）

時間：平日 9時～16時、土・日曜日 9時～12時

4 質問件数

26件

5 主な質問と回答

【事業概要】

- Q. 道路予定地内の土地の購入を検討しているが、何か制約があるのか教えてほしい。
- A. 道路予定地内の土地については、購入前に予定金額や買い主等の埼玉県への届出が必要です。
- Q. 資料中の「道路構造イメージ」では、歩道幅員が5.5mであるが、今後、これよりも狭くなることはあるのか教えてほしい。
- A. 基本的に歩道幅員は5.5mです。ただし、今後の詳細の設計の中で交差点部などで局所的に歩道が狭くなる可能性があります。
- Q. 一部区間では新たに道路と民地との境に擁壁ができると日照の問題が出てくる。このような環境の変化に対して、どのように配慮するのか教えてほしい。
- A. 日照時間については、道路整備が日照に影響を及ぼす範囲はごくわずかとなっており、影響はないと予測しております。また、大気、騒音、振動についても、自主的に環境に係る調査を実施していますが、いずれも環境基準値等は満足する結果となっております。今後とも、道路の詳細の設計の中で環境に配慮した設計を行ってまいります。

【用地測量】

- Q. 自宅は道路予定地から離れているが、なぜ資料が送られて来たのか教えてほしい。
- A. 資料は道路予定地となる場所に土地をお持ちの方及びそれらの隣接地をお持ちの方に配布しております。そのため、ご自宅が道路予定地から離れていても資料が届くことがあります。
- Q. 用地測量を行う際は、改めて案内文などを配布する予定があるのか教えてほしい。
- A. 道路予定地となる場所に土地をお持ちの方及びそれらの隣接地をお持ちの方には、令和2年12月頃までに境界確認のための立会をお願いする御案内文書を配布予定です。
- Q. 最近、資料中の用地測量を行う「各工区を担当する測量業者」一覧に載っていない測量業者から案内状が届いたが、これは保谷朝霞線の事業と関係あるのか教えてほしい。
- A. 保谷朝霞線の事業とは一切関係ありません。今回の用地測量では、資料中の「各工区を担当する測量業者」一覧に記載のある5社に用地測量を委託しております。測量にあたっては、作業員は朝霞土整備事務所が発行した身分証明書を常に携帯し、作業を行います。
- Q. 所有する土地はどのくらい道路予定地となり、用地買収の対象になっているのか教えてほしい。
- A. 今回実施する用地測量で、道路用地として取得させていただく土地の面積を確定させていただきます。
- Q. 所有する土地の一部が道路予定地になっているようだが、残地に住み続けることはできるのか教えてほしい。
- A. 残地に住み続けることができるかどうか（残地内で再建ができるかどうか）は、用地測量が完了した後、物件調査を実施して検討することになります。
- Q. 現在住んでいる土地に道路予定地が3～4割かかるが、残地の一般的な補償方法を教えてほしい。
- A. 事業に御協力いただいたことで、残地が生じた場合は、残地の評価額の減価分を金銭で補償させていただきます。残地の買収は基本的に行っていません。
- Q. 現在の建物は建築してから数十年経過している。補償費で新築の建物に住み替えできるのか教えてほしい。

- A. 補償は現在のものと同種同様が原則となります。このため、現在のものと同程度の築年数や規模の建物等への移転等に要する費用を補償させていただきます。
- Q. 現在の土地価格は、購入時と比べると下がっていると思うが、差額分は補償してくれるのか教えてほしい。
- A. 土地の価格は、現在の適正な価格を調査し、決定させていただきます。
- Q. 用地買収に協力した場合は、補償額に対する税金などについて優遇処置などはあるのか教えてほしい。
- A. 各種制度がありますので、用地補償説明の中で必要に応じて個別にご説明させていただきます。

【スケジュール】

- Q. 所有する建物が道路予定地内になりそうだが、用地買収までのスケジュールを教えてください。
- A. 用地測量を完了させ、土地・建物等の補償額を算定するための調査を経て、用地補償説明の準備が整います。申し訳ございませんが、今しばらくお待ちください。
- Q. 所有する土地の一部が道路予定地になっているようだが、いつ頃までに立ち退かなければならないのか教えてほしい。
- A. 用地補償説明は順番にお声がけする予定です。ご契約いただいた方には、契約の期日までに建物等に移転していただき、土地を引き渡させていただきます。
- Q. いつから工事が始まるのか教えてほしい。
- A. 用地買収に御協力いただき、まとまった用地が確保できれば工事着手したいと考えています。事業認可は令和12年3月末までです。

※本内容は、皆様からいただいた御質問や回答を簡潔にまとめたものですので、あらかじめ御了承ください。